

此花区広報誌「広報このはな」広告募集要項

民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、此花区の広報誌「広報このはな」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 媒体の概要

(1)名称

此花区広報誌「広報このはな」（令和 7 年 5 月号～令和 8 年 4 月号）

(2)形状

A4 判（カラー） 16 または 20 ページ

(3)発行日

毎月 1 日（4 月号のみ 3 月 31 日）

(4)配布部数

毎月 36,100 部

※配布部数は変更する場合があります。

(5)配布・配信方法

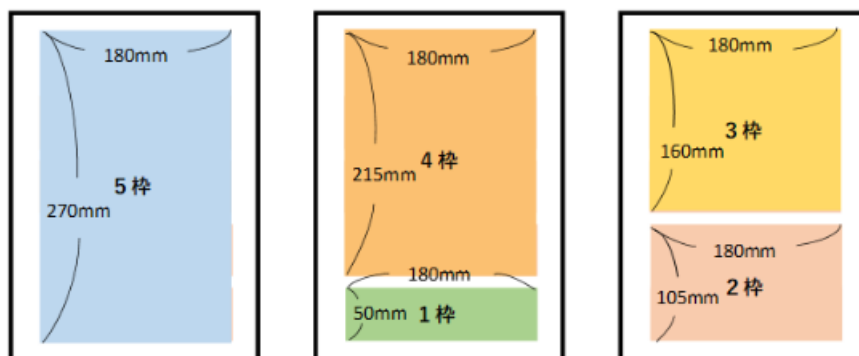
- ・原則として毎月 1 日から 5 日までに此花区内全世帯・事業所に配布
- ・区役所・区民ホール・クレオ大阪西・社会福祉協議会などの官公署や郵便局・駅などの多くの区民が利用する場所に設置（此花区内）
- ・区 HP に 4 か月間掲載（デジタルブック）※HP 上の取扱いは予告なく変更する可能性があります。

2. 広告の規格及び料金

※広告原稿の作成にかかる一切の経費は、別途、申込者の負担となります。

掲載サイズ及び料金（1号あたり・消費税及び地方消費税を含む）		
広告掲載枠	中面（23面）	最終面（24面）
1枠 （50mm×180mm）	20,000円（税込）	30,000円（税込）
2枠 （105mm×180mm）	40,000円（税込）	60,000円（税込）
3枠 （160mm×180mm）	60,000円（税込）	—
4枠 （215mm×180mm）	80,000円（税込）	—
5枠 （270mm×180mm）	100,000円（税込）	—

広告枠サイズ（イメージ図）



3. 掲載できない業種、広告内容、事業者など

大阪市広告掲載要綱及び大阪市此花区役所広告掲載要領に該当するもの

4. 広告掲載申込

●第1次申込（一斉募集）

期間 令和7年2月1日（土）～令和7年2月28日（金）

●第2次申込（随時募集 先着順）

期間 令和7年3月3日（月）～令和8年2月10日（火）

※掲載希望月前々月の10日（土日祝の場合は翌開庁日）に、随時申込締切。

※空枠がなくなり次第、申込締切。

5. 広告掲載の決定

此花区役所において審査のうえ、掲載の可否を決定し通知します。（配置は当区が決めます。）

なお、公共性の高いものを優先する場合があります。また、審査上必要と認められるときは、追加の資料を提出していただくことがあります。

●第1次申込

申込者が多数の場合は、次の場合を除き公開抽選により決定します。

- ・枠が大きい方を優先します。
- ・申込月が多い方を優先します。

※抽選については、此花区役所政策共創課窓口で行いますが、立会を希望される場合は、事前にご連絡ください。

●第2次申込

先着順

6. 申込方法

広告原稿（予定稿）をご用意のうえ、大阪市行政オンラインシステム、送付または持参のいずれかの方法でお申込みください。

◎大阪市行政オンラインシステムで申し込む場合

[大阪市行政オンラインシステム](#)にログインの上お申し込みください。

◎送付・持参で申し込む場合

下記の広告掲載申込書及び広告原稿を、必要事項を記入のうえ下記まで提出してください。

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1-8-4

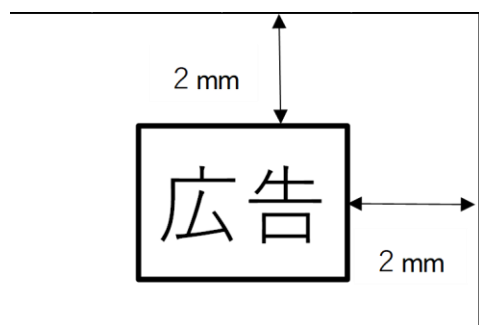
大阪市此花区役所 政策共創課 宛

7. 広告原稿の作成及び提出

広告原稿は完全データ(文字はアウトライン化)に出力見本を添付して、指定期日までに提出してください。

《注意事項》

- ・ 問い合わせ先（所在地・電話番号等）は必ず明示してください。
- ・ 広告枠は太さ 1.5 ミリメートルの罫線で囲ってください。
- ・ 広告枠右上の角より縦横 2 ミリメートル内側の位置に、次のとおり「広告」と表示してください。（「広告」という文字は 4mm×9mm 枠を罫線で囲み、白地に黒文字、MS ゴシック 10 ポイント）
- ・ 4 色分解（CMYK）の色付けをお願いします。RGB には対応できません。



8. 広告料の納付

広告料は、大阪市が発行する納付書により、指定期日までに指定金融機関に一括前納してください。

9. 広告掲載の取り下げ

広告掲載の取り下げは書面にて受け付けますが、既納の広告料は返還しません。

なお、発行月の前月 1 日以降の取り下げはできません。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

10. 広告掲載決定の取消

次のいずれかに該当するときは、当区は広告の掲載決定を取り消すことがあります。

- (1) 広告が編集・発行上支障となるとき

- (2) 指定する期日までに広告料の納付や広告原稿の提出がないとき
- (3) その他此花区長が必要と認めたとき

11. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

12. その他

- (1) 申し込みにあたっては、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市此花区役所広告掲載要領」を参照してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合や本募集要項に記載の無い事項については、その都度此花区役所と協議のうえ決定します。